

奈良県地域の交通安全サポート事業所登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良県の交通安全計画の基本的考え方である人優先の交通安全思想を基本とし、交通事故のない大和路づくりを目指すために自主的に交通安全活動をし、又はしようとしている企業、事業所又は団体（以下「事業所等」という。）を登録して、交通安全の輪を大きく広げ、より一層活発な交通安全活動の推進を図ることを目的に、これらの事業所等を奈良県地域の交通安全サポート事業所（以下「交通安全サポート事業所」という。）として登録するために必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 前条の規定による登録（以下「登録」という。）の対象となるものは、奈良県内において、概ね5人以上の構成員を有する事業所等とする。

(登録基準)

第3条 交通安全サポート事業所の登録は、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に行うものとする。ただし、公序良俗に反する活動を行う等により奈良県知事（以下「知事」という。）が登録しないことが適切であると判断する場合（別紙1に該当する場合をいう。）は、この限りでない。

- (1) 交通安全サポート事業所活動メニュー（別紙2）に基づき、交通安全活動を自主的かつ積極的に実施するものであり、当該メニューの各項目の点数の合計が7点以上となる活動を行えるものであること。
- (2) 継続して交通安全活動を行うことができるものであること。
- (3) 必要に応じて、奈良県、市町村、奈良県警察をはじめ地域のボランティア活動団体等との連携が可能なものであること。
- (4) 自主的な交通安全活動について、知事に対し、その実施結果を報告することができる体制が整備されていること。

(登録手続等)

第4条 登録の申請をしようとする事業所等は、奈良県地域の交通安全サポート事業所登録（変更）票（第1号様式）（以下「登録（変更）票」という。）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により事業所等から提出のあった書面を審査し、交通安全サポート事業所としての登録の可否を決定する。
- 3 知事は、登録を決定した事業所等に対して奈良県地域の交通安全サポート事業所登録証（第2号様式）を交付するものとする。
- 4 知事は、審査の結果、交通安全サポート事業所として登録しないことを決定した場合は、登録の申請をした事業所等に対して文言でその旨を通知するものとする。

(活動等についての照会)

第5条 知事は、交通安全サポート事業所に対して、必要に応じて交通安全活動の実施結果、登録の継続等について照会できるものとする。

2 前項の照会を受けた交通安全サポート事業所は、奈良県地域の交通安全サポート事業所活動結果（成果）報告書（第3号様式）により回答するものとする。

(登録の変更)

第6条 交通安全サポート事業所は、登録（変更）票の記載事項に変更があった場合は、速やかに登録（変更）票を知事に提出するものとする。

2 知事は、交通安全サポート事業所から前項の登録（変更）票（第1号様式）を受理した場合は、登録内容を変更するものとする。

(登録の取消し及び抹消)

第7条 知事は、交通安全サポート事業所から奈良県地域の交通安全サポート事業所登録取消届（第4号様式）が提出されたときは、登録を取り消すものとする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

(1) 登録（変更）票（第1号様式）の記載事項に偽りがあった場合

(2) 第5条の規定による照会に対する回答がない場合

(3) 第2条又は第3条に規定する要件を満たさなくなると認められる場合

(4) その他知事が交通安全サポート事業所としてふさわしくないと判断した場合

3 前項の規定により登録を抹消した場合は、登録を抹消した事業所等に対してその旨を文書で通知するものとし、通知を受けた事業所は、奈良県地域の交通安全サポート登録証（第2号様式）を速やかに知事に返還しなければならないものとする。

(データベースの公開及び取扱い)

第8条 知事は、交通安全サポート事業所の情報を奈良県地域の交通安全サポート事業所支援サイトで公開するものとする。

2 前項の規定により公開する情報は、登録（変更）票に記載された事項（非公開部分を除く。）並びに交通安全サポート事業所活動メニュー（別紙2）及び交通安全活動の結果報告の内容とする。ただし、公開すべき情報について、知事が事業の趣旨にふさわしくない等の理由により公開すべきでないとは判断した場合は、公開しないものとする。

(支援等)

第9条 知事は、交通安全サポート事業所に対して、次に掲げる支援等を行う。

(1) 交通安全県民運動等の交通安全に関する情報を提供する。

(2) 事業所等内の教育を行うため、交通安全に係るDVDの貸出を行う。

(3) 事業所等の製品や印刷物等に「交通安全サポート事業所」の表示ができるものとする。

(4) 交通安全サポート事業所から奈良県に事業所名入り啓発品の提供があった場合に、県

は、当該啓発品を交通安全県民運動等で使用できるものとする。

- (5) 交通安全サポート事業所の所在する地域等において、交通安全に関するボランティア活動を行う団体等（以下「ボランティア団体等」という。）と協働して活動してもらうため、必要に応じてボランティア団体等の情報を提供する。
- (6) 交通安全の推進などに尽力し、その功績が特に顕著であると認められる交通安全サポート事業所については、交通安全功労団体表彰（奈良県交通対策協議会会長（奈良県知事）表彰）等に推薦を行う場合がある。

（事務局）

第10条 奈良県地域の交通安全サポート事業所登録制度に関する事務局は、奈良県地域創造部県民くらし課に置く。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。